

個人情報ファイル簿	
作成年月日（修正した場合にあっては、直近の修正年月日）	令和5年4月1日
個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
行政機関等の名称	和歌山県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部総務管理局市町村課
個人情報ファイルの利用目的	住民の方々の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認を行えるようにするため。
記録項目	基本4情報（氏名、年齢、性別、住所）、住民票コード、個人番号
記録範囲	住民基本台帳ネットワークシステム都道府県サーバ及び全国サーバに保存されている本人確認情報（基本4情報、住民票コード、個人番号）。
記録情報の収集方法	市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CS（コミュニケーションサーバ）を通じて都道府県サーバに通知される。
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 含まれる。 <input checked="" type="checkbox"/> 含まれない。
記録情報の経常的提供先	和歌山県教育委員会
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務部総務管理局市町村課
	（所在地）和歌山市小松原通1-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） <input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）

	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ■無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	□該当する。 ■該当しない。	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要	行政機関等匿名加工情報の本人の数	
	行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考	<p>【開示請求等を受理する組織の名称及び所在地の記載事項について】</p> <p>本開示請求は、住民基本台帳法第30条の32による本人確認情報の開示請求を指す。</p> <p>【行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルに該当しない理由】</p> <p>住民基本台帳法により定められる本人確認情報（都道府県知事保存本人確認情報）を利用できる事務以外での利用が禁止されているとともに、同法により秘密保持義務が課せられているため。</p>	